



令和8年2月27日

小矢部市長 桜井森夫様

小矢部市特別職報酬等審議会  
会長 谷崎正則

小矢部市議会の議員報酬について（答申）

令和8年1月29日付け小総第1169号で諮問のありました、小矢部市議会の議員報酬について、慎重かつ総合的に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 議員報酬を見直すことについて

諮問のとおり、議員報酬を次のとおり引き上げることが適当である。

区分	現行（月額）	答申（月額）	増減額（月額）
議長	445,000円	495,000円	+50,000円
副議長	390,000円	440,000円	+50,000円
議員	360,000円	410,000円	+50,000円

2 施行日を令和8年9月2日とすることについて

諮問のとおり、議員報酬の施行日は令和8年9月2日が適当である。

3 附帯意見

本審議会は、議員の職責と活動量の増大、なり手不足にある現状を踏まえ、1のとおり議員報酬を見直すことが適当と判断した。

なお、答申に至る審議の過程において、今後、市民の理解と納得を得るために取り組まれない事項として、次の意見がありました。市議会におかれては、これらを真摯に受け止め、自ら実行されることを強く求めます。

- ・市議会の活動及び議員活動の、より一層の見える化を進めること。
- ・人口規模に応じた適正な議員定数について、不断の見直しを行うこと。
- ・市民の代表として市全体を見渡し、行動と実行力をもって新たな政策を積極的に提案すること。